

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市水道事業管理者

水道局長 佐藤 隆司

新潟市水道局管理規程第9号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程

新潟市水道局における新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年度新潟市条例第5号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の死者情報に係る取扱いの例による

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。